

港区の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (令和2年1月1日現在)	歳 出 額 (A)	実質収支	人 件 費 (B)	人件費率 (B/A)	(参考) 30年度の人件費率
令和 元 年度	人 260,379	千円 149,919,322	千円 8,885,791	千円 19,632,799	% 13.1	% 14.0

(注) 人件費には、特別職（区長、区議会議員等）に支給される給料、報酬等も含まれています。

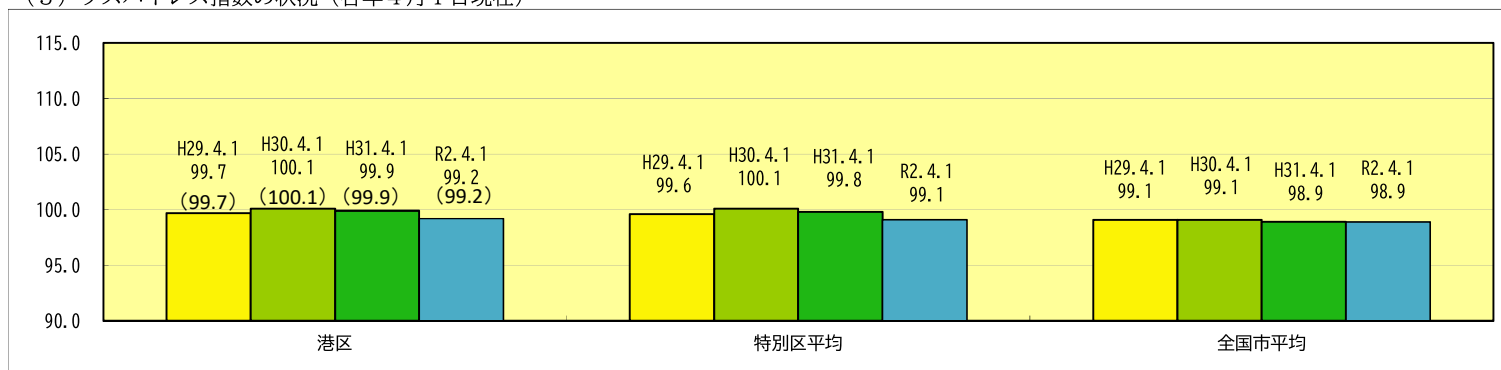
(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職 員 数 (A)	給与費				1人あたりの 給与費 (B/A)
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 (B)	
令和 元 年度	人 2,082	千円 7,043,388	千円 2,851,351	千円 3,434,906	千円 13,329,645	千円 6,402

(参考) 特別区平均 1人当たり給与費
千円 6,837

- (注)
- 職員手当には、退職手当は含まれていません。
 - 職員数は、「地方公務員給与実態調査」による平成31年4月1日現在の普通会計に属する職員の人数です。
 - 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員は含まれていません。
 - 給与費欄については、1,000円未満切り上げのため各項目の合計と計（B）が一致しない場合があります。

(3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



(注)
 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。
 (補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率) / (1+国の指定基準に基づく地域手当支給率) により算出。)
 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

※令和2年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、
 ②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

(4) 給与改定の状況

①月例給

区分	特別区人事委員会の勧告				給与改定率
	民間給与 (A)	公務員給与 (B)	較差 (A-B)	勧告 (改定率)	
令和2年度	円 380,804	円 380,961	円 △157 △0.04%	% 0.00	0.00

(参考) 国の改定率
0.00%

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額です。

②特別給（期末・勤勉手当）

区分	特別区人事委員会の勧告				年間支給月数
	民間の支給割合 (A)	公務員の支給月数 (B)	較差 (A-B)	勧告 (改定月数)	
令和2年度	月分 4.60	月分 4.65	月分 △0.05	月分 △0.05	月分 4.60

(参考) 国の年間支給月数
月分 4.45

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数です。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

〔実施〕 未実施 〕

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

給料表の改定実施時期 平成27年4月1日
給料月額について、地域手当の支給割合の引上げ分と同率程度引下げ。

②地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

（支給割合）国基準20%に対し、港区においても20%を支給（国は段階的に支給割合を引上げ。）

（実施時期）平成27年4月1日より実施

（参考）

	平成26年度の支給割合	平成27年度の支給割合		平成28年度の支給割合	平成29年度の支給割合	平成30年度の支給割合	令和元年度の支給割合	令和2年度の支給割合
		4月1日時点	遡及改定後					
国基準による 支給割合	18%	18%	18.5%	20%	20%	20%	20%	20%
港区の 支給割合	18%	20%	20%	20%	20%	20%	20%	20%

③その他の見直し内容

期末・勤勉手当について、年間の支給月数を0.1月引き上げ、引上げ分については勤勉手当に割振り。

(6) 特記事項

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和2年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
港区	41.1歳	301,002 円	438,419 円	370,434 円
東京都	41.8歳	314,885 円	457,097 円	396,487 円
国	43.2歳	327,564 円		408,868 円
特別区平均	40.6歳	300,184 円	423,067 円	377,355 円

②技能労務職

区分	公務員					民間			参考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間の 類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B
港区	52.2歳	213人	285,700 円	393,284 円	353,406 円	-	-	-	-
うち清掃職員	51.3歳	101人	296,400 円	436,173 円	370,849 円	廃棄物処理業従業員	46.2歳	300,100 円	1.45
うち学校給食員	-	-	-	-	-	調理士	40.4歳	302,100 円	-
うち守衛	58.8歳	3人	291,200 円	381,167 円	351,800 円	守衛	63.3歳	214,000 円	1.78
うち用務員	55.3歳	81人	290,500 円	371,533 円	355,055 円	用務員	55.9歳	207,900 円	1.79
うち自動車運転手	59.3歳	10人	287,500 円	367,070 円	349,610 円	自家用乗用自動車運転手	61.5歳	252,300 円	1.46
うちその他	36.8歳	18人	203,000 円	268,533 円	251,061 円	-	-	-	-
東京都	50.3歳	1341人	291,521 円	397,001 円	360,751 円	-	-	-	-
国	50.9歳	2319人	287,283 円	-	328,862 円	-	-	-	-
特別区平均	52.9歳	273人	294,967 円	396,528 円	363,538 円	-	-	-	-

区分	参考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
港区	-	-	-
うち清掃職員	7,001,576 円	4,166,100 円	1.68
うち学校給食員	-	-	-
うち守衛	6,473,804 円	2,706,900 円	2.39
うち用務員	6,081,496 円	2,862,400 円	2.12
うち自動車運転手	6,025,640 円	3,342,300 円	1.80
うちその他	4,373,996 円	-	-

*「平均給料月額」とは、令和2年4月現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。
 *「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当を合計したものであり地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。また「平均給与月額（国ベース）」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです。

- *民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。（平成29年～令和元年の3ヶ年平均）
- *技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。
- *年収ベースの「公務員（C）」及び「民間（D）」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

③教育職（幼稚園教育職員）

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
港区	36.0歳	303,234 円	402,751 円
東京都	40.1歳	336,864 円	435,902 円
特別区平均	37.0歳	318,658 円	426,931 円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、令和2年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などすべての諸手当を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。
 また、「平均給与月額（国ベース）」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです。
 3 教育職における東京都のデータは、小中学校教育職員の平均値です。

(2) 職員の初任給の状況（令和2年4月1日現在）

区 分		港 区	東京都	国
一般行政職	大学卒	183,700 円	183,700 円	182,200 円
	高校卒	147,100 円	145,600 円	150,600 円
技能労務職	高校卒	142,500 円	143,000 円	-
教育職 (幼稚園教育職員)	大学卒	194,800 円	197,300 円	-
	短大卒	177,700 円	180,400 円	-

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和2年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	270,383 円	326,532 円	359,664 円
	高校卒	226,217 円	264,538 円	280,125 円
技能労務職	高校卒	188,700 円	205,500 円	294,250 円

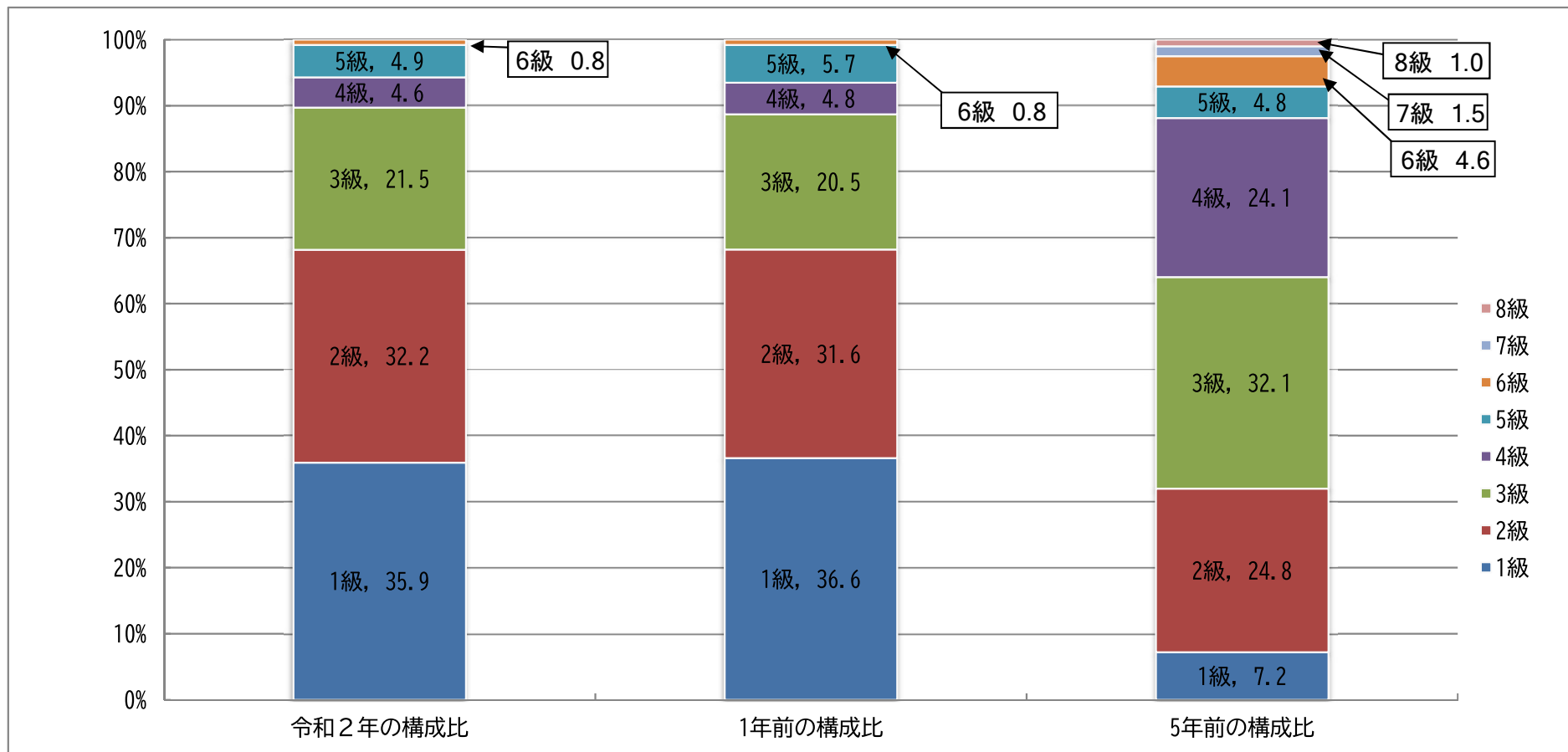
- (注) 1 経験年数とは、卒業後直ちに採用され引き続き勤務している場合は、採用後の年数をいいます。
 2 前職等のある場合は、特定の基準により採用後の年数に加えます。

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和2年4月1日現在）

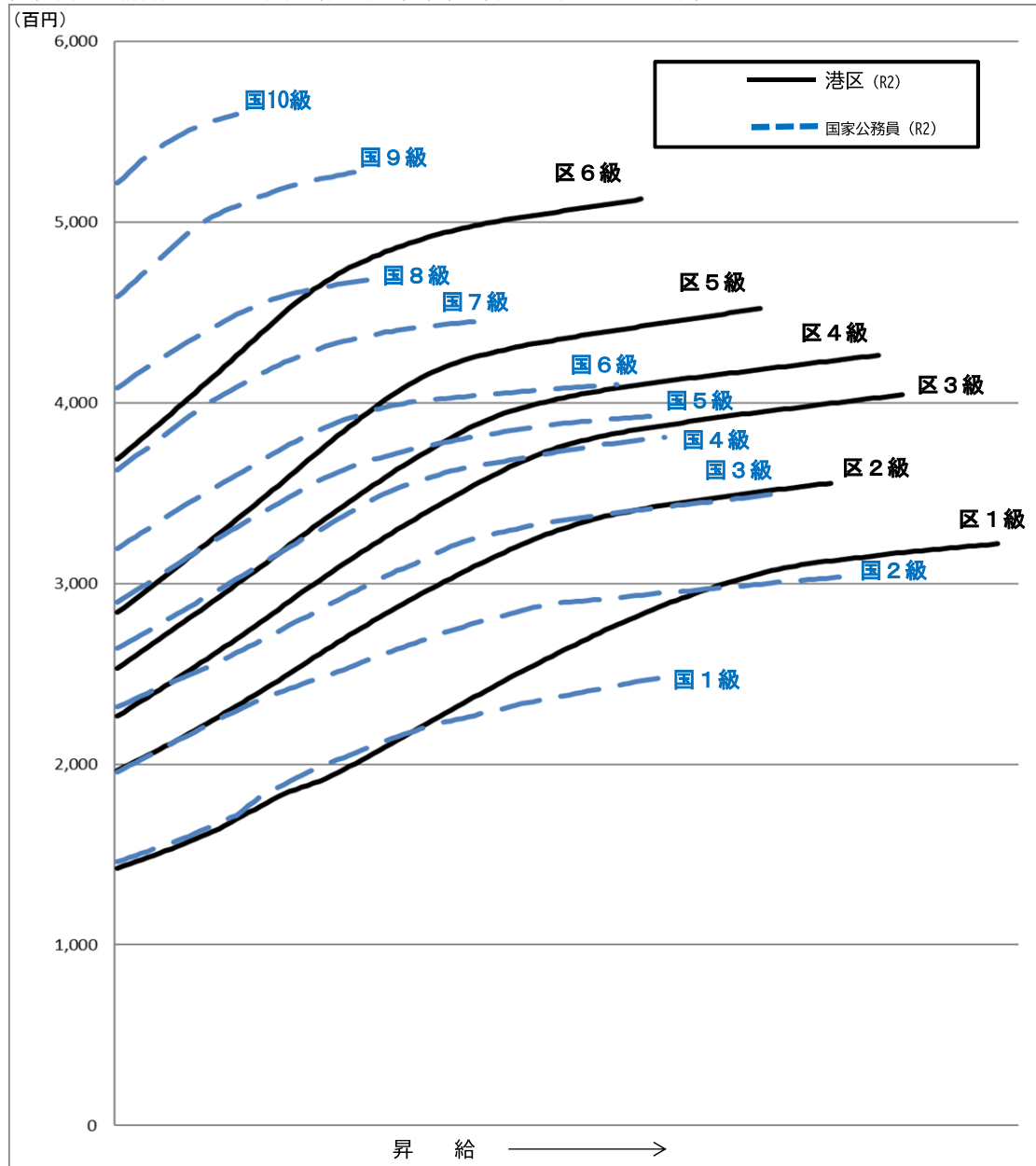
区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の 給料月額	最高号給の 給料月額
1級	係員の職務	459人 (1人)	35.9% (0.9%)	142,500円	321,900円
2級	主任の職務	412人 (55人)	32.2% (50.0%)	196,700円	355,500円
3級	係長、担当係長又は主査の職務	275人 (39人)	21.5% (35.5%)	226,600円	404,400円
4級	課長補佐の職務	59人	4.6%	253,100円	426,300円
5級	課長、担当課長又は副参事の職務	63人 (8人)	4.9% (7.3%)	283,900円	452,100円
6級	部長、担当部長又は参事の職務	10人 (7人)	0.8% (6.4%)	368,900円	512,600円

- (注) 1 職員数は、「港区職員の給与に関する条例」に基づく給料表の級区分によるものです。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。
3 四捨五入の関係で、構成比の内訳は合計と一致していません。
4 ()内は、再任用職員（フルタイム及び短時間勤務）であり、外数です。



(注) 平成30年に給料表を8級制から6級制に変更しています。(旧給料表の1級及び2級並びに6級及び7級をそれぞれ統合)

(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和2年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（港区）

令和2年4月2日から令和3年4月1日までににおける運用		管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している		○		○	
	活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
	上位、標準、下位の区分	○	○	○	○
	上位、標準の区分				
	標準、下位の区分				
	標準の区分のみ（一律）	/	/	/	/
ロ 人事評価を活用していない					
	活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末・勤勉手当

区分	港区		東京都		国	
1人当たり 平均支給額（元年度）	1,731千円		1,892千円			
令和元年度 支給割合	期末手当 2.60月分 (1.45月分)	勤勉手当 2.05月分 (1.00月分)	期末手当 2.60月分 (1.45月分)	勤勉手当 2.05月分 (1.00月分)	期末手当 2.60月分 (1.45月分)	勤勉手当 1.90月分 (0.90月分)
	期末・勤勉合計 4.65月分(2.45月分)		期末・勤勉合計 4.65月分(2.45月分)		期末・勤勉合計 4.5月分(2.35月分)	
	加算措置の状況		役職等による加算措置有			

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（港区）

令和2年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	支給可能な 成績率	支給実績がある 成績率	支給可能な 成績率	支給実績がある 成績率
上位、標準、下位の区分	○	○	○	○
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）				
ロ 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当 (令和2年4月1日現在)

区分	港区		東京都		国	
	自己都合	定年・勸奨	自己都合	定年・勸奨	自己都合	定年・勸奨
勤続20年	18.00月分	24.55月分	23.00月分	23.00月分	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.00月分	32.95月分	30.50月分	30.50月分	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.75月分	47.70月分	43.00月分	43.00月分	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	39.75月分	47.70月分	43.00月分	43.00月分	47.709月分	47.709月分
その他の 加算措置	定年前早期退職者に対する特例措置					
1人当たりの 平均支給額 (令和元年度)	673,597 円	21,193,455 円				

(3) 地域手当 (令和2年4月1日現在)

支給実績 (令和元年度決算)	1,574,813千円		
支給職員1人当たり平均支給年額 (令和元年度決算)	727,396 円		
支給対象地域	支給率	支給対象職員	国の制度 (支給率)
港区	20.0%	2,165人	20.0%

(4) 特殊勤務手当 (令和2年4月1日現在)

支給実績 (令和元年度決算)	17,107千円
支給職員一人当たり平均支給年額 (令和元年度決算)	128,626 円
職員全体に占める手当支給職員の割合 (令和元年度)	6.10%
手当の種類 (手当数)	9

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
訪問指導業務手当	福祉事務所に勤務する訪問員、指導員等	生活保護法、身体障害者福祉法等に定める業務を行うための家庭訪問	日額470円
特定危険現場業務手当	支給対象業務に従事した職員	建築物等の建設現場における工事監督又は検査の業務等	日額240円～410円
公害検査業務手当	公害行政を主管する課に勤務する職員	大気汚染防止法等に基づく公害の検査業務	日額220円
防疫等業務手当	保健所に勤務する職員	感染症予防法に定める感染症等の患者等に接触する業務	日額310円～4,000円
放射線業務従事手当	保健所に勤務する職員	エックス線操作の業務	日額650円
有害物等取扱手当	保健所に勤務する職員	有害な薬物を使用した試験等	日額310円
清掃業務手当	清掃事務所に勤務する職員	廃棄物の処理を直接行う業務等	日額700円
一時保護業務手当	児童相談所に勤務する職員	児童の一時保護業務	日額1,470円
児童相談所業務手当	児童相談所に勤務する職員	児童福祉法に定める業務を行うための家庭訪問、指導、相談等	日額490円

(5) 時間外勤務手当

支給実績 (令和元年度決算)	714,228千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (令和元年度決算)	655,255 円
支給実績 (平成30年度決算)	630,261千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (平成30年度決算)	620,947 円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績 (元年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数 (管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。) であり、短時間勤務職員を含みます。

(6) その他手当 (令和2年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和元年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和元年度決算)	
扶養手当	配偶者	6,000円	異	金額 6,500円	121,471 千円	197,193 円
	子	9,000円	異	金額 10,000円		
	その他	6,000円	異	金額 6,500円		
	16歳~22歳の子の加算	4,000円	異	金額 5,000円		
住居手当	賃貸住宅		異	(支給限度額) 賃貸住宅 28,000円	83,044 千円	185,781 円
	27歳まで	27,000円				
	28歳~32歳	17,600円				
	33歳から	8,300円				
通勤手当	運賃相当額 (支給限度額 1ヶ月につき55,000円)	同		357,603 千円	178,178 円	
管理職手当	部長	127,600円			130,665 千円	1,156,328 円
	統括課長	101,500円				
	課長	92,300円				
	幼稚園園長	89,600円				
	幼稚園副園長	64,700円				

5 特別職の報酬等の状況（令和2年4月1日現在）

区 分		給料月額等	(参考) 特別区における最高・最低額	
			(最高額)	(最低額)
給料	区長	1,249,500 円	1,286,000 円	974,800 円
	副区長	1,004,800 円	1,027,000 円	828,600 円
	教育長	933,600 円		
報酬	議長	902,600 円	956,000 円	856,000 円
	副議長	780,200 円	809,000 円	756,100 円
	議員	610,700 円	621,000 円	589,000 円
期末手当	区長	6 月期 12 月期 3 月期 計	1.75 月分 2.00 月分 0.25 月分 4.00 月分	
	副区長			
	教育長			
	議長			
	副議長			
	議員			
退職手当		(算定方式) 退職の日における給料月額に次に掲げる割合を乗じて得た額	1 期の手当額	支給時期
	区長	勤続期間 1 年につき 449/100	2,244 万円	任期满了時
	副区長	勤続期間 1 年につき 359/100	1,443 万円	
	教育長	勤続期間 1 年につき 269/100	753 万円	

- (注) 1 退職手当の「1 期の手当額」は、4 月 1 日現在の給料月額及び支給割合に基づき、1 期（区長及び副区長は 4 年＝48 月、教育長は 3 年＝36 月）勤めた場合における退職手当の見込み額です。
- 2 期末手当の支給割合は、令和元年度に支給された割合です。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

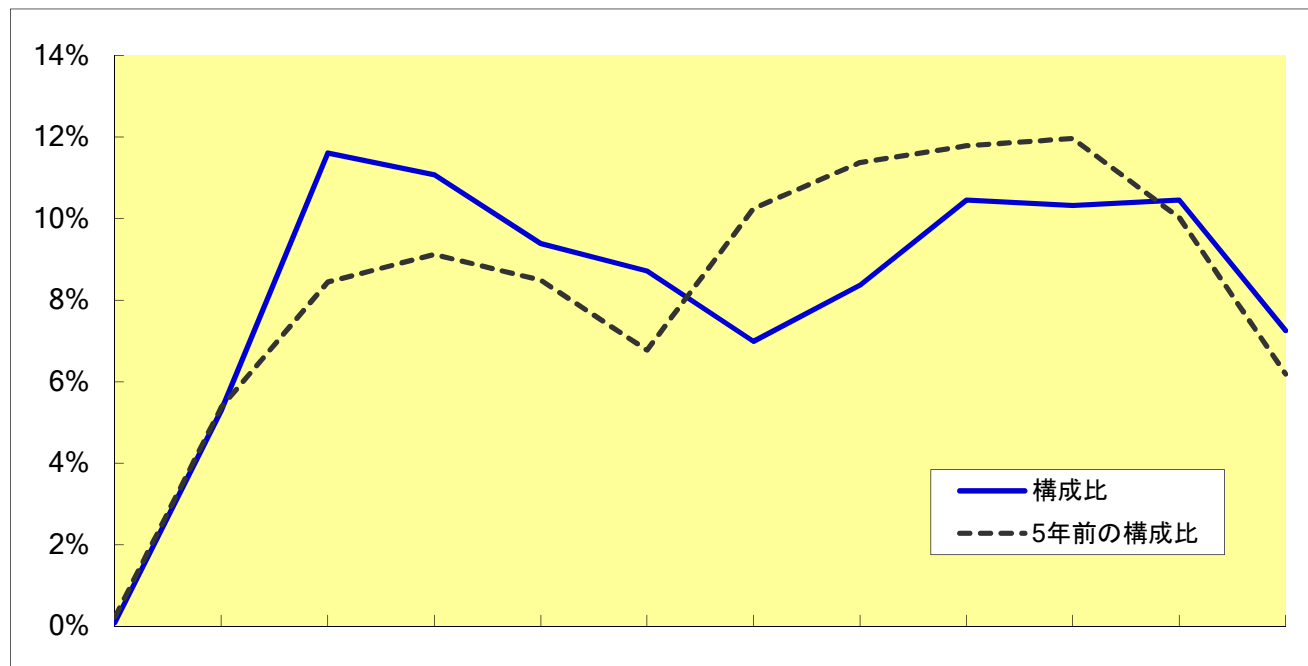
(各年4月1日現在) (単位：人)

区 分 部 門		職員数		増 減 状 況	
		令和元年	令和2年	対前年比	主な増減理由
普通会計部門	議 会	14	15	1	人員配置の変更 (育休任期付職員の増)
	総務・企画	503	503	-	
	税 務	68	65	△ 3	運営体制の見直し、人員配置の変更 (育休任期付職員の減)
	民 生	686	702	16	運営体制の見直し、人員配置の変更 (派遣職員の増)
	衛 生	270	275	5	人員配置の変更 (再任用短時間勤務職員の減)
	労働・商工	25	23	△ 2	運営体制の見直し
	土 木	228	229	1	人員配置の変更 (再任用短時間勤務職員の減)
	計	1,794	1,812	18	
	教育部門	288	288	-	
	消防部門	-	-	-	
小 計	2,082 (59)	2,100 (37)	18 (△22)		
公営企業等 会計部門	国保事業	41	41	-	
	介護保険事業	40	41	1	人員配置の変更 (育休任期付職員の増)
	後期高齢者医療事業	9	9	-	
	小 計	90 (1)	91 (1)	1 (-)	
合 計	2,172 (60)	2,191 (38)	19 (△22)		

(注) 1 職員数は、一般職に属し、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員（一部事務組合派遣を除く）等を含み、臨時・非常勤職員を除いています（地方公共団体定員管理調査報告数値）。

2 () は再任用職員（短時間勤務職員）で外数です。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和2年4月1日現在）



20歳未満 20歳～23歳 24歳～27歳 28歳～31歳 32歳～35歳 36歳～39歳 40歳～43歳 44歳～47歳 48歳～51歳 52歳～55歳 56歳～59歳 60歳以上

区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	2人	119人	261人	249人	211人	196人	157人	188人	235人	232人	235人	163人	2,248人

(注) 再任用・再雇用職員、派遣職員を含みます。

(3) 職員数の推移

(各年4月1日現在) (単位:人・%)

部門別 \ 年度	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	1,701	1,717	1,741	1,774	1,794	1,812	111 (6.5%)
教育	304	305	301	298	288	288	△16 (△5.3%)
消防	-	-	-	-	-	-	-
普通会計計	2,005	2,022	2,042	2,072	2,082	2,100	95 (4.7%)
公営企業等会計	95	91	92	91	90	91	△4 (△4.2%)
総合計	2,100	2,113	2,134	2,163	2,172	2,191	91 (4.3%)

- (注) 1 各年における地方公共団体定員管理調査において報告した部門別職員数です。
2 「過去5年間の増減数(率)」とは、平成27年に対する令和2年の数値となります。